

付加保険料制度は、国民年金保険料(令和8年度は月額17,920円)に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、将来受給する年金額を増やすことができる制度です。「200円×付加保険料を納めた月数」が付加年金額として老齢年金額に上乗せして受給することができます。

●納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

●申込手続き

- ・付加保険料を納付するには付加保険料納付申出書の提出が必要です。
- ・申出にはマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるものが必要です。
(マイナンバーカード、基礎年金番号通知書、年金手帳など)
- ・付加保険料の納付は申出をした月分からになります。

●注意事項

- ・納期限は納付対象月の翌月末日です。
- ・付加保険料の納付をやめる場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●申込場所

岐阜南年金事務所または役場住民課

※「マイナポータル」からマイナンバーカードを利用して電子申請もできます。

岡崎南年金事務所 ☎273-6161 住民課 ☎388-1115



消防署

9月9日は「救急の日」 ～救える命を救うために～



羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

全国的に救急車の出動件数は増加傾向にあります。救急車は、突然の病気やけが、交通事故など、一刻を争う傷病者のもとへ迅速に駆け付けるための大切な緊急車両です。しかし、緊急性の低い出動が増えると、本当に救急車を必要としている方への到着が遅れる可能性があります。

岐阜県内で「救急車を呼ぶべきか」、「今すぐに病院へ行った方がいいのか」などの判断に迷った時は、救急安心センターぎふ「#7119(つながらない時は、058-216-0119)」や子ども医療電話相談「#8000(つながらない時は058-240-4119)」に電話をすると看護師などの専門相談員からアドバイスを受けることができます。また、救急受信アプリを活用するのも良いでしょう。ただし、意識がもうろうとしている、突然ろれつが回らなくなった、激しい胸の痛みがある、大量の出血を伴うけがなど緊急を要する場合には、ためらわず119番通報をしてください。

い。早期の通報と適切な対応が大切な命を救うことにつながります。

また、救急隊が到着するまでの間に行う応急手当は、傷病者の救命率向上に大きく影響します。特に心停止の方に対しては、周囲の人による心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用が重要です。AEDは公共施設や学校、商業施設など多くの場所に設置されており、音声案内に従って誰でも使用することができます。

消防署では、心肺蘇生法やAEDの使用方を学ぶ救命講習会を実施しています。

9月9日は「救急の日」、また9月9日から15日まで「救急医療週間」です。

この機会に、大切な家族や地域の方の命を守るため、救命講習へ参加してみたいはいかがでしょうか。

